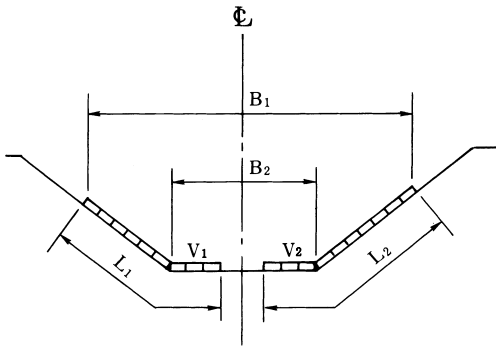
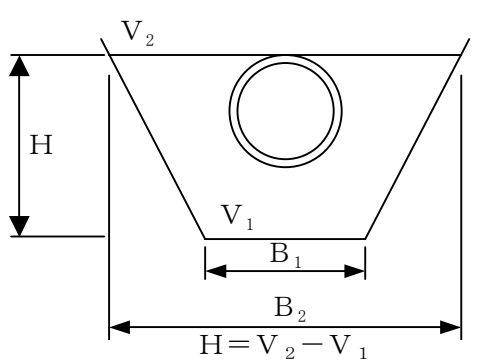
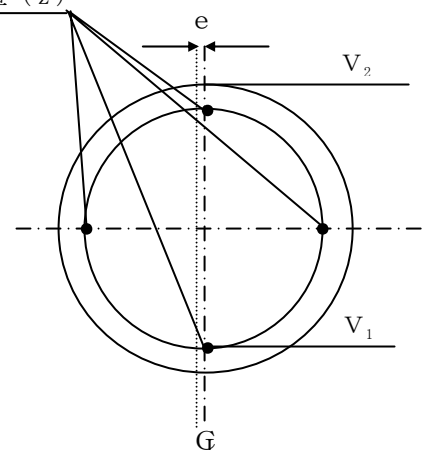


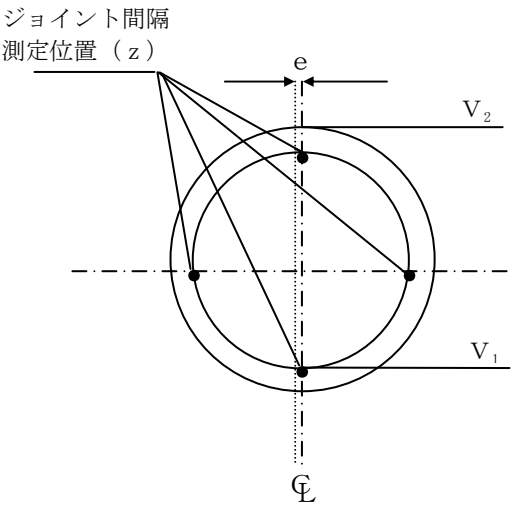
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	30 ライニング 水路	10 基準高 (V)	⊕ 50	⊕ 75	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	31 連節ブロッ ク張り	20 幅 (B)	⊕ 50	⊖ 75	
	32 コンクリー トマット	30 法 長 (L)	法長 2 m未満 ⊕ 30	⊖ 50	
		31 "	" 2 m以上 ⊕ 65	⊖ 100	
40 施工延長 41 "			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 法長で20点 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—		布設時の値である。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	10 管体基礎工 (砂基礎等)	10 幅 (B)	⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		20 高さ(H)	⊕ 20	⊕ 30	
	管水路 (遠心力鉄 筋コンクリ ート管)	10 基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき 1 箇所の割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所の割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。
		11 "	⊕ 30	⊕ 50	
	20 R C 管	20 中心線の ズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100	
	R C 管	30~56	別表イ 参照	別表イ 参照	
151 良質地盤 152 軟弱地盤 スペーサ用 ゴム添付	ジョイント 間隔 (z)				
153 良質地盤 154 軟弱地盤	60 施工延長 61 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの	—		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ (H) の管理は、 V_2V_1 で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	—	<p>ゴム輪位置又は ジョイント間隔 測定位置 (z)</p>  <p>基準高 (V) は、V_1、V_2 のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>V の測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、$\phi 1,350$ mm 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。</p> <p>e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。</p>

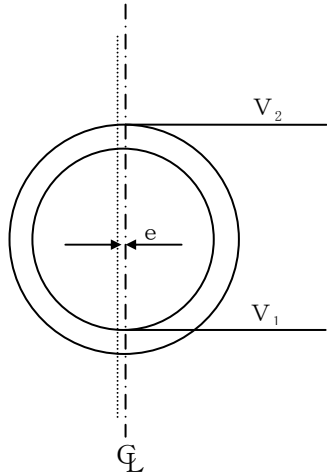
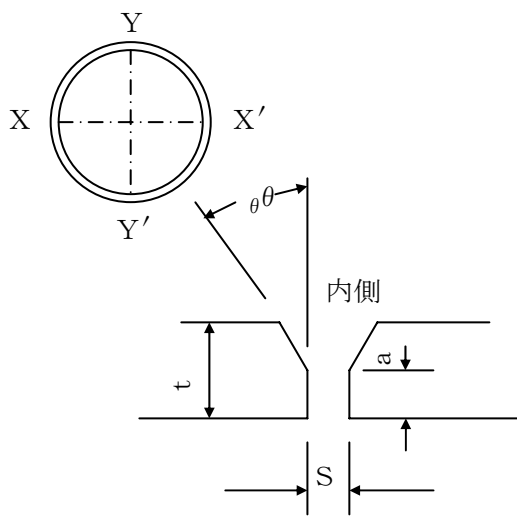
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (ダクタイル 鋳鉄管)	10 基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工 延長おおむね 50mに つき 1 箇所の割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに 1 箇所の割合で測 定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては 1 本毎に測定する。
	30A形	11 "	⊕ 30	⊕ 50	
	31K形	20 中心線の ズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100	
	32U形				
	33T形	30~59 ジョイント 間隔 (z)	別表ウ及び別表エ参照	別表ウ及び別表エ 参照	
(強化プラスチ ック複合管)	60 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200		
34B形、T形	61 "				
35C形					
36D形					
(ダクタイル 鋳鉄管)					
161A形					
162K形					
163U形					
164T形					
(強化プラスチ ック複合管)					
B形、T形					
171 良質地盤1					
172 良質地盤2					
173 軟弱地盤1					
174 軟弱地盤2					
C形					
175 良質地盤					
176 軟弱地盤					
D形					
177 良質地盤					
178 軟弱地盤					

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置 (z)</p>  <p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底 (V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、ϕ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	40 管水路 (硬質塩化ビ ニル管)	10 基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	設計図書に示された基 準高、あるいは埋設深、 中心線のズレ(直線部) については施工延長お おむね 50mにつき1 箇 所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき1 箇所の割合 で測定する。 上記未満は2 箇所測定 する。
		20 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	
		30 中心線の ズレ (e)	⊕ 80	⊕ 120	
		40 施工延長 41 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
管水路 (鋼 管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1987(水輸送用塗覆装鋼管) J I S G 3451-1987(水輸送用塗覆装鋼管の異形管) W S P A-101-2002 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管 内 面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施 設との接続部までとする。				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
8 管 水 路 工 事	50管布設	10 基準高(V)	⊕ 20 ただし、 被圧地下水のある場合	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	
		11 "	⊕ 30	⊕ 50		
		20 中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊕ 45		
	30 施工延長 31 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200			
	51V型開先 (両面溶接)	10 ルート ギャップ (s)	0~3	0~3		溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。
		20 ベベル角 度 (θ)	30~35°	30~35°		
30 ルート フェイス (a)		≤2.4	≤2.4			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、ϕ 1,350 mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2) でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。</p>
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		<p>左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。</p>

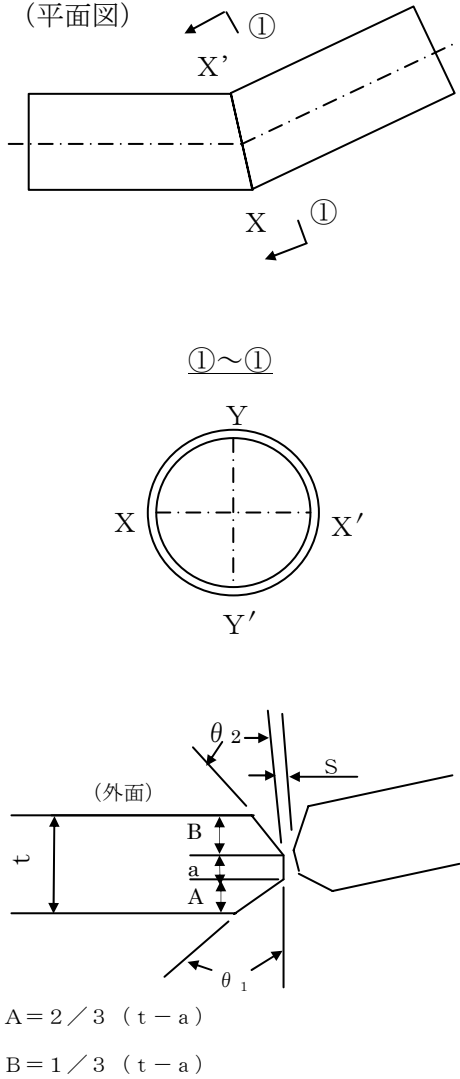
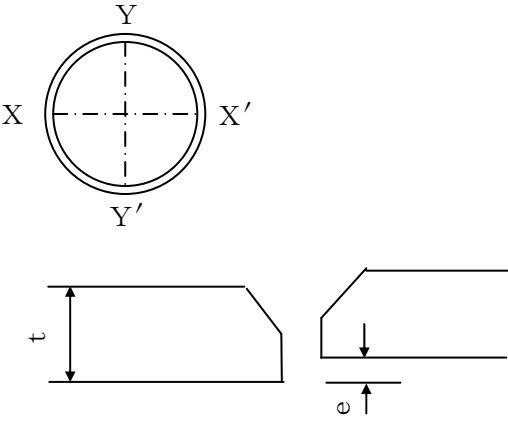
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	52V型開先テ ーパ付き直 管 (両面溶接)	10 ルート ギャップ (s)	0~3	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		20 ベベル角 度 (θ)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°	
		30 ルート フェイス (a)	≤2.4	≤2.4	
	53V型開先 (片面溶接)	10 ルート ギャップ (s)	1~4	1~4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		20 ベベル角 度 (θ)	30~35°	30~35°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		30 ルート フェイス (a)	≤2.4	≤2.4	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	54V型開先 (片面裏当溶接)	10 ルート ギャップ (s)	4以上	4以上	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		20 ベベル角 度 (θ)	22.5~27.5°	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		30 ルート フェイス (a)	≤ 2.4	≤ 2.4	
	55X型開先 (両面溶接)	10 ルート ギャップ (s)	0~3	0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
		ベベル角 度 21(θ_1) 22(θ_2)	30~35° 40~45°	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		30 ルート フェイス (a)	2以下	2以下	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

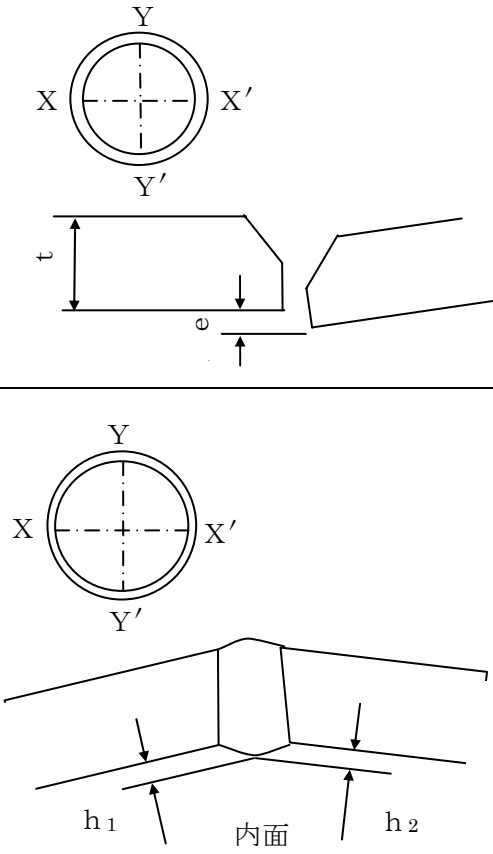
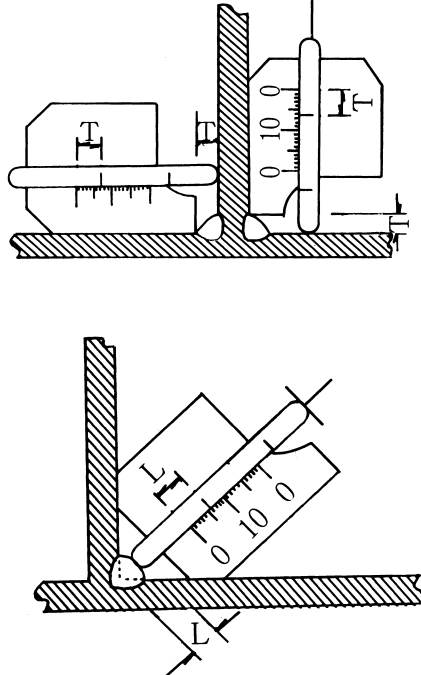
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	56 X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	10 ルート ギャップ (s)	0~3	0~3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
	ベベル角度				
	21(θ_1)	Y、 Y' : 30~35°	Y、 Y' : 30~35°	Y、 Y' : 30~35°	
	22(θ_1)	X' : 35~15°	X' : 35~15°	X' : 35~15°	
	23(θ_1)	X : 30~50°	X : 30~50°	X : 30~50°	
	24(θ_2)	Y、 Y' : 40~45°	Y、 Y' : 40~45°	Y、 Y' : 40~45°	
	25(θ_2)	X' : 40~60°	X' : 40~60°	X' : 40~60°	
	26(θ_2)	X : 45~25°	X : 45~25°	X : 45~25°	
	30 ルート フェイス (a)	2以下	2以下		
	57 周継手溶接	目違\(\epsilon\)			溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	10 両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5		
	11 "	6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t	6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t		
	12 "	20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0		
	20 片面溶接	t ≤ 6 e ≤ 1.5	t ≤ 6 e ≤ 1.5		
	21 "	6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t	6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t		
	22 "	16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0	16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p>  <p>$A = 2/3 (t - a)$ $B = 1/3 (t - a)$</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

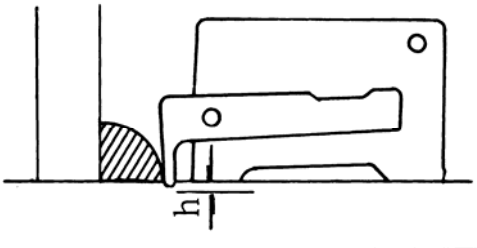
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	57 周継手溶接	30 余盛高(h) 31 "	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定する。
	40 アンダ カット(h) 41 "	h ≥ 0.5 は不合格。0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側にあつて は 50 mm) を越えるもの、 又は合計長さが管 の円周長さの 15% を 越えるものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。		1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージにより 点検する。	
	50 ビード 外観	ビード表面に極端な不 揃い部分があつてはな らない。		1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。	
	60 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークスト ライクの跡、有害と認 められる程度のオーバ ラップ、ピット、ジグ 跡などの欠陥があつて はならない。			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	58 周継手溶接 テーパ付き 直管	目 違 い (e) 10 両面溶接 11 〃 12 〃	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
	20 余盛高(h) 21 〃	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h=(h ₁ +h ₂)/2	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h=(h ₁ +h ₂)/2		
59 すみ肉溶接	10 脚長(T) 11 〃	指定脚長を下回っては ならない。 ただし、1 溶接線の長 さの 5 % 以下で -1.0 mm までは認める。	指定脚長を下回っ てはならない。 ただし、1 溶接線 の長さの 5 % 以下 で -1.0 mm までは 認める。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。	
	20 のど厚(L) 21 〃	指定のど厚を下回って はならない。 ただし、1 溶接線の長 さの 5 % 以下で -0.5 mm までは認める。	指定のど厚を下回 ってはならない。 ただし、1 溶接線 の長さの 5 % 以下 で -0.5 mm までは 認める。		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
—	—	○		

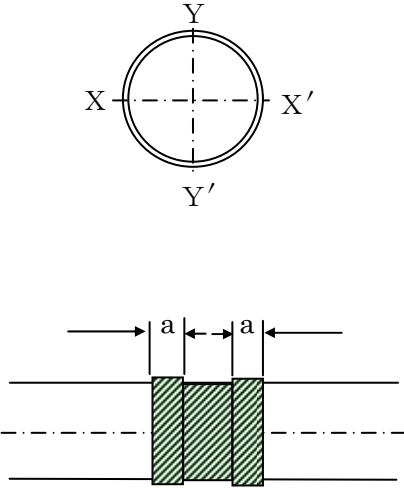
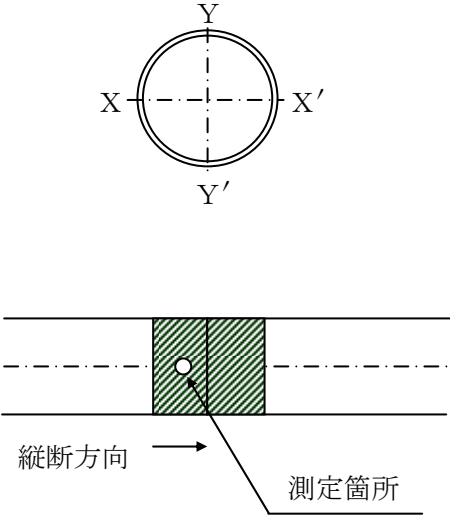
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	59 すみ肉溶接	30 アンダ カット(h)	0.5<h<1.0 の時アン ダカットの長さが板厚 よりも大きいものがあ ってはならない。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。	
		31 "	h \geq 1.0 のアンダカッ トはあってはならない。		
		40 ピット	ピットの直径が1mm以 下では溶接長さ1mに つき3個までを許容す る。 しかし直径が1mmを超 えるものがあってはな らない。		ピットの直径が1 mm以下では溶接長 さ1mにつき3個 までを許容する。 しかし直径が1mm を超えるものがあ ってはならない。
		50 ビード 外観	ビード表面に極端な不 揃い部分があってはな らない。		ビード表面に極端 な不揃い部分があ ってはならない。
	60 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークスト ライクの跡、有害と認 められる程度のオーバ ラップ、ジグ跡などの 欠陥があってはなら ない。	溶接部及びその付 近には、割れ、アーク ストライクの跡、有 害と認められる程 度のオーバラップ、 ジグ跡などの欠陥 があってはなら ない。		
	60 放射線透過 試験	10~23 別表オ参 照	別表オの判定基準参照	別表オの判定基準 参照	周継手溶接の場合、全溶 接線長の5%を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 別仕様書による。
61 素地調整	10 外 観	水分、錆、油等があっ てはならない。	水分、錆、油等があ ってはならない。	現場塗装全面を点検す る。	
62 水道用液状 エポキシ 樹脂塗装	10 外 観	塗装表面に異物の混 入、塗りむら、塗りも れなどがあってはなら ない。	塗装表面に異物の 混入、塗りむら、塗 りもれなどがあっ てはならない。	現場塗装全面を点検す る。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○		
—	—	○		JWWA K-135に準じる。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
8 管 水 路 工 事	63 水道用液状 エポキシ樹 脂塗装	20 膜 厚	最低膜厚は特別仕様書 に規定する膜厚を下回 ってはならない。	最低膜厚は特別仕 様書に規定する膜 厚を下回ってはな らない。	現場塗装箇所 10 箇所につ き 1 箇所測定するも のとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左 右、縦断方向に各 3 点)	
		30 ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があってはな らない。	火花の発生するよ うな欠陥があつて はならない。		現場塗装全面を点検す る。
		40 付着性	付着不良の欠陥があ つてはならない。	付着不良の欠陥が あつてはならない。		
	64 アスファル ト塗覆装	10 プライマー 塗装	塗り過ぎ、たれ、塗 り残しがあってはな らない。	塗り過ぎ、たれ、塗 り残しがあっては ならない。	現場塗装全面を点検す る。	
		20 外 観	有害なふくれ、へこ み、たれ、突部、異 物の混入などや塗 り残しがあつては ならない。	有害なふくれ、へ こみ、たれ、突部、 異物の混入などや 塗り残しがあつて はならない。		
		30～31 膜 厚	最低膜厚は別表カ の最小厚さ以上で なければならない。	最低膜厚は別表カ の最小厚さ以上で なければならない。	現場塗装箇所 10 箇所につ き 1 箇所測定するも のとし、1 箇所につき 12 点測定する。(天地左 右、縦断方向に各 3 点)	
40 ピンホー ル		火花の発生するよう な欠陥があってはな らない。	火花の発生するよ うな欠陥があつて はならない。	現場塗装全面を点検す る。		
50 密着性	剥離があつてはな らない。	剥離があつてはな らない。				

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要				
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)						
膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—						
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <p>標準試験電圧</p> <table border="1"> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000~2,500							
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。					
—	—	○						
膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—						
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000 V を標準とする。</p> <p>柄の長さ 250 mm、重量約 0.1kg の鋼製の槌を用い、塗膜を軽く槌打ちして剥離の有無を点検する。</p>					

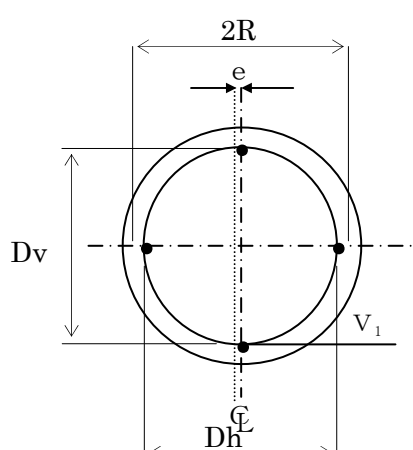
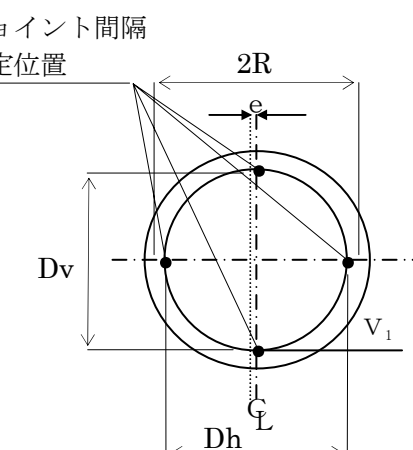
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	65 ジョイント コート	10 焼 損	あってはならない。	あってはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		11 両端のめ くれ	有害な欠陥となる大き なめくれがあってはな らない。	有害な欠陥となる 大きなめくれがあ ってはならない。	
		12 ふくれ	ジョイントコートの両 端から 50mm 以内にふ くれがあってはならな い。	ジョイントコート の両端から 50mm 以 内にふくれがあつ てはならない。	
		13 工場被覆 部との重 ね代(a)	片側 50 mm 以上	片側 50 mm 以上	
		20 ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があってはなら ない。	火花の発生するよ うな欠陥があつて はならない。	ジョイントコート全数 全面を点検する
		30 膜 厚	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後	ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	○		
—	—	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を標準とする。</p>	
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

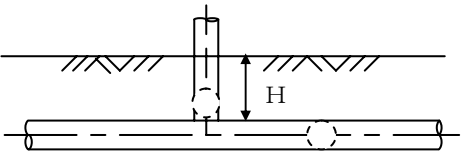
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種			
	70ダクタイル 鋳鉄管	70 J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)			
	71鋼 管	71 J I S G3443(水輸送用塗覆装鋼管) J I S G3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管)			
	72強化プラスチ ック管	W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管) 72 J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M K111 (強化プラスチック複合管)			
	たわみ率				
	締	10 なし	⊕ 3%	⊕ 5%	施工延長おおむね 50 mにつき1箇所の割 合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。 測定は定尺管の中央 部とする。 測定時期は管据付時 (接合完了後)、管頂埋 戻時及び埋戻完了時 とする。 なお、「埋戻完了」と は、特に指示がない場 合は舗装(表層、上層 路盤、下層路盤)を除 いた埋戻完了時点と する。
	固	20 I	⊕ 3%	⊕ 5%	
	め	21 I 礫質土	⊕ 4%	⊕ 5%	
	程 度	30 II	⊕ 4%	⊕ 5%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要								
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 <p>パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm</p> <p>スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締固めの程度</th> <th>仕上り程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し示める膨脹状態ではない</td> </tr> <tr> <td>締固めⅠ</td> <td>締固め度の85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固めⅡ</td> <td>締固め度の90%以上</td> </tr> </tbody> </table>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指し示める膨脹状態ではない	締固めⅠ	締固め度の85%以上	締固めⅡ	締固め度の90%以上
締固めの程度	仕上り程度											
締固めなし	締まった状態を指し示める膨脹状態ではない											
締固めⅠ	締固め度の85%以上											
締固めⅡ	締固め度の90%以上											

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	80 シールド工 事 (一次覆 工) コンクリ ートセグメン ト 鋼製セグメン ト	10 基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率につ いては施工延長おおむ ね 50mにつき1箇所 の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに1箇所の割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		20 中心線の ズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		60 施工延長 61 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
		たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%	
81 シールド工 事 (二次覆 工) 既製管覆工 82 推進工事		10 基準高(V)	⊕ 20 (⊕ 30)	⊕ 30 (⊕ 50)	基準高、中心線のズレ (直線部)については施 工延長おおむね 50mに つき1箇所の割合で測 定する。 中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mに1箇所の割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定 する。 ジョイント間隔につい ては1本毎に測定する。
		20 中心線の ズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100	
		30~59 ジョイン ト間 隔 (Z)	別表イ、ウ及び別表エ 参照	別表イ、ウ及び別 表エ参照	
		60 施工延長 61 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
		たわみ率	⊕ 3%	⊕ 5%	
				施工延長おおむね 50m につき1箇所を測定す る。 上記未満は2箇所測定 する。 測定時期は、管据付時、 注入完了時とする。	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100 (\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)] \text{ 又は } [2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底 (V_1) を原則とし、測定時期は完了時とする。 10 基準高 (V) の () は推進工事の場合。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
9 畑 か ん 施 設 工 事	10 スプリンク ラー	10 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所 を測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で 20 点以上のもの	左記のも で 20 点未 満のもの	—		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
10 橋 梁 工 事	10 コンクリート桁	10 幅 (B)	上幅 (B ₁) ⊕ 7 ⊖ 3	⊕ 10 ⊖ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレスング後に、全桁数測定する。
	〔ポストテンション桁〕	11 "	下幅 (B ₂ 、B ₃) ⊕ 3	⊕ 5	
		20 高さ(H)	⊕ 7 ⊖ 3	⊕ 10 ⊖ 5	
		30 桁長(L)	⊕ 10	⊕ 15	
		40 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)		1.5L-6	
	41 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)		10		
20 鉄筋コンクリート床版工	10 基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10㎡に1箇所の割合で測定する。	
	20 幅 (B)	⊕ 20	⊕ 30		
	30 厚さ(T)	⊕ 13 ⊖ 7	⊕ 20 ⊖ 10		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	<p>L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
10 橋 梁 工 事	30 鉄筋コン クリート 高欄及び 地覆工	10 高 欄 幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20	1 径間当たり両端と中 央部の両側を測定する。
		20 高欄高さ (H)	⊕ 20	⊖ 30	
		30 地 覆 幅 (B)	⊕ 13	⊖ 20	
		40 地覆高さ (H)	⊕ 13	⊖ 20	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	10 橋 台 工 敷 幅 (B)	⊕ 30	⊖ 50	橋軸方向の断面寸法は 中央及び両端部で測定 し、その他は構造図の寸 法表示箇所を測定する。
	20 控壁の厚 さ (T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
	30 高 さ (H)	⊕ 30	⊖ 50	
	40 中心線の ズレ (e)	⊕ 30	⊕ 50	
	50 天端長(L ₁)	⊕ 30	⊖ 50	
	60 敷 長(L ₂)	⊕ 30	⊖ 50	
	70 胸壁間距 離 (L ₃)	⊕ 20	⊕ 30	
	80 橋台沓部	「1 共通工事の 100 精 度を要するもの」の項 に定めるところによる	同 左	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離	<p>The diagram consists of two parts. The upper part shows two bridge piers in profile. Each pier has a top width of L_3 and a base width of B. The height of the piers is H. The thickness of the pier wall is labeled as T. The lower part shows a plan view of the piers. The distance between the centerlines of the piers is L_1. The total width of the pier base is L_2. The height of the pier is H. The offset from the centerline to the edge of the pier is e. A centerline symbol C is shown above the piers.</p>	2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「20 及び 30 橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

工 種		項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
11 橋 梁 下 部 工 事	20 橋脚工 〔張出式 重力式 半重力式〕	10 基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は 中央及び両端部で測定 し、その他は構造図の寸 法表示箇所を測定する。
		20 天端幅(B ₁)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		30 敷幅(B ₂)	⊕ 30	⊖ 50	
		40 高 さ(H)	⊕ 30	⊖ 50	
		50 中心線の ズレ (e)	⊕ 30	⊕ 50	
		60 天端長(l ₁)	⊕ 30	⊖ 50	
		70 敷 長(l ₂)	⊕ 30	⊖ 50	
		80 橋脚中心 間 距 離 (L)	⊕ 20	⊕ 30	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端幅、敷幅、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、橋脚中心間距離		

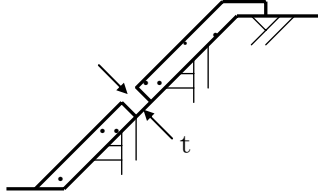
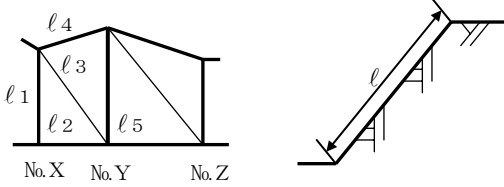
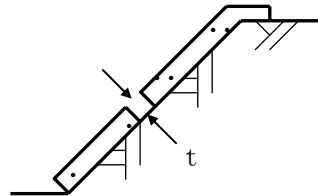
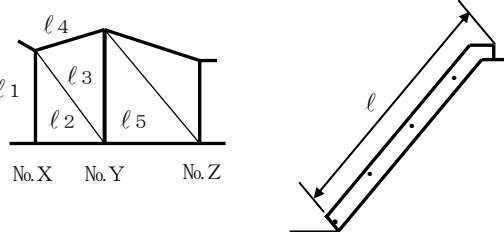
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
11 橋 梁 下 部 工 事	30 橋脚工 (ラーメン式)	10 基準高(V)	⊕ 15	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は 中央及び両端部で測定 し、その他は構造図の寸 法表示箇所を測定する。
	20 天端幅 (B ₁)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	30 中間幅(d)	⊕ 15	⊖ 20		
	40 基礎幅 (B ₂ 、b)	⊕ 30	⊖ 50		
	50 厚 さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20		
	60 高 さ(H)	⊕ 30	⊖ 50		
	70 中心線の ズレ (e)	⊕ 30	⊕ 50		
	80 天端長(ℓ)	⊕ 15	⊖ 20		
	90 橋脚中心 間距離 (L)	⊕ 20	⊕ 30		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端幅、中間幅、基礎幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、橋脚中心間距離		

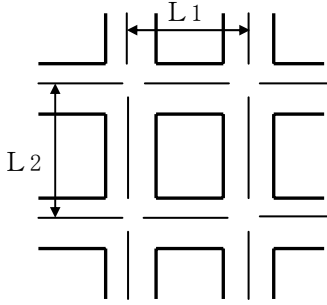
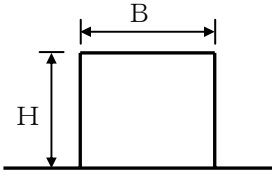
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	10 ラス張 11 植生マット 12 植生シート 13 繊維ネット 14 張芝 15 人工張芝	10 面 積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	20 アンカー ピン数		ラス張 φ 9 (D10) × L = 200 mm 1.5 本/㎡以上 φ 16 (D16) × L = 400 mm 0.3 本/㎡以上	ラス張は 200 ㎡に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	21 アンカー ピン及び 止め釘		植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6 本/㎡以上 肥料袋無 3 本/㎡以上	植生マット及び繊維ネ ットは 500 ㎡に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	20 種子散布	10 面 積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

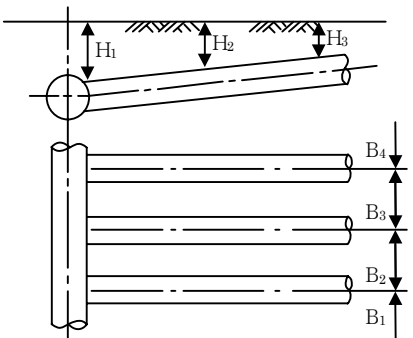
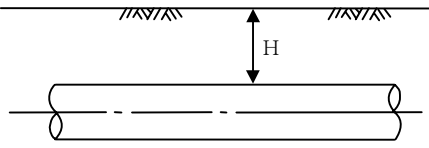
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	30 客土吹付	10 厚 さ(T)	平均厚さ ≥設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 500 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		20 面 積(A)	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
	40 植生基材吹付	10 厚 さ(T)	平均厚さ ≥設計厚さ 測定値は 設計厚 5 cm未満 ⊖ 10% " 5 cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の 50%以上とする。	施工面積 200 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		20 面 積(A)	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のも	左記のもので20点未満のもの	—		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
厚さで20点以上のも	左記のもので20点未満のもの	—		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	50 吹付枠	10 梁 延 長	施工延長 ≥設計延長	全施工延長について展 開図により測定する。
		20 梁 間 隔 (L)	⊕ L/10	施工面積 200 m ² に 1 箇 所の割合で測定する。
		30 梁断面(H) (B)	⊖ 20	施工面積 200 m ² に 1 箇 所の割合で測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
断面で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
13 暗 渠 排 水 工 事	10 吸 水 渠	10 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	
		20 間隔(B)	⊕ 500	⊕ 750		
		30 施工延長 31 "		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000		
		20 集 水 渠 (支 線) 21 導 水 渠 (幹 線)	10 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 ただし、1箇所あたりの施工延長が50m未満の場合の測定数は特別仕様書による。
			20 施工延長 21 "		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下⊖1,000	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準		
14 フ イ ル ダ ム 工 事	10 監 査 廊 (暗渠タイプ)	10 基準高 (V)	± 20	± 30	1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		20 幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15 ただし、	⊖ 25		
		21 //	B ₂ 、B ₃ ⊖ 15			
		30 厚 さ (T)	⊖ 13	⊖ 20		
		40 高 さ (H)	± 25 ただし、	⊖ 40		
		41 //	H ₂ ⊖ 25			
		50 中心線のズレ (e)	直線部 ± 50	直線部 ± 75		
	51 //	曲線部 ± 100	曲線部 ± 150			
	60 スパン長	直線部 ± 13	直線部 ± 20			
	61 //	曲線部 ± 20	曲線部 ± 30			
	70 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長			
	71 //		150m未満 ⊖ 150			
	20 堤体盛土	ゾ ー ン 幅	10 遮 水 ゾーン		ℓ ₁ ⊕ 500 ⊖ 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。
			20 フィルター ゾーン		ℓ ₂ ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上	
30 トランジ ョンゾ ーン				ℓ ₃ ⊕ 1,000 ⊖ 500		
40 ロック ゾーン				ℓ ₄ ⊕ 1,000 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
ゾーン幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	<p>注) ゾーン区分 C : 遮水ゾーン F : フィルターゾーン T : トランジションゾーン R : ロックゾーン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

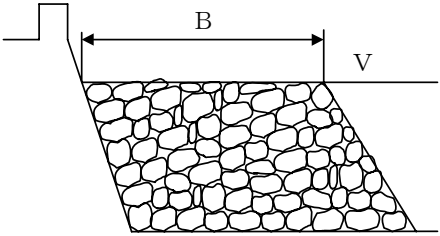
工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	30 洪水吐 基準高 (V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	20 幅 (B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
	30 厚さ(T) 31 "	⊕ 20 ⊖ 13 ただし、 T ₁ ~T ₉ ⊖ 13	⊖ 20	
	40 高さ(H)	⊕ 15	⊖ 25	
	50 中心線のズレ (e) 51 "	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	60 スパン長 61 "	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
	70 施工延長 71 "		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">*斜線部はインバート</p>	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
15 頭 首 工 工 事	10 本 体	10 基準高 (V)	± 20	± 30	構造図の寸法表示箇所 を測定する。
		20 幅 (B)	天端幅等 ± 20	− 30	
		21 //	エプロン部 ± 40	− 60	
		30 厚 さ (T)	± 30 − 20 導流壁、エプロン部 等	− 30	
		40 高 さ (H)	± 30 − 20 導流壁等	− 30	
	50 長 さ (L)	± 100 − 65 導流壁、エプロン部	− 100		
	20 護床ブ ロック (異形ブ ロック)	10 基準高 (V)	± 100	± 150	基準高については施工 面積 100 m ² につき1箇 所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		20 面 積 (A)		− 0.2%	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
16 海 岸 河 川 工 事	10 捨石工 11 消波ブロッ ク	10 基準高(V)	⊕ 200 捨石工は特別仕様書に よる	⊖ 300 捨石工は特別仕様 書による	基準高、幅については施 工延長おおむね 50mに つき 1箇所割合で測 定する。
		20 幅 (B)	⊕ 200	⊖ 300	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	10 堤 体 工	10 基準高(V)	± 65	± 100	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		20 堤 幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)	⊖ 100	
		30 法 長(L)	⊖ 65	⊖ 100	
		40 施工延長		⊖ 200	
20 洪水吐工	10 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 1 スパンに つき 1 箇所の割合で測 定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。	
	20 幅 (B)	± 20	± 30		
	30 厚 さ(T)	± 13	± 20		
	40 高 さ(H)	± 20	± 30		
	50 中心線の ズレ (e)	直線部 ± 35	直線部 ± 50		
	51 "	曲線部 ± 65	曲線部 ± 100		
	60 スパン長 (L)	直線部 ± 13	直線部 ± 20		
	61 "	曲線部 ± 20	曲線部 ± 30		
70 施工延長 (又は長さ)		⊖ 150			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、堤幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断図面を利用して作成する。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		<p>スパン長の標準を 9 m とした場合。</p>

工 種	項 目	管理基準値(mm) (参 考)	規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	30 樋管工 同上付帯構 造物(土砂 吐ゲート 等)	10 基準高(V)	⊕ 20	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 10mにつき 1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
		20 幅 (B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		30 厚 さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		40 高 さ(H)	⊕ 13	⊖ 20	
		50 中心線の ズレ(e) 51 〃	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		60 施工延長		⊖ 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準 5 水路トンネル工事の 10 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準 1 共通工事の 90 コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

項目 コード	杭 径	木 杭		既製コンクリート杭	
		管理基準値 (参 考)	規 格 値	管理基準値 (参 考)	規 格 値
20	60	60	225		
21	90	90	225		
22	120	120	225		
23	150	150	225		
24	180	180	225		
25	210	210	225		
26	200			33	50
27	250			41	62
28	300			50	75
29	350			58	87
30	400			66	100
31	450			66	100
32	500			66	100
33	550			—	—
34	600			66	100
35	700			66	100
36	800			66	100
37	900				
38	1,000				
39	1,200				
40	1,500				
41	1,800				
42	2,000				
43	2,500				
44	3,000				

(単位：mm)

項目 コード	杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
		管理基準値 (参考)	規 格 値	管理基準値 (参考)	規 格 値
20	60				
21	90				
22	120				
23	150				
24	180				
25	210				
26	200				
27	250				
28	300				
29	350				
30	400	66	100		
31	450	66	100		
32	500	66	100		
33	550	66	100		
34	600	66	100		
35	700	66	100		
36	800	66	100	66	100
37	900	66	100	—	—
38	1,000	66	100	66	100
39	1,200			66	100
40	1,500			66	100
41	1,800			66	100
42	2,000			66	100
43	2,500			66	100
44	3,000			66	100

別表イ 管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

J I S A 5372 R C 管						
項目 コード	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値 (参考)	規 格 値		
				8管水路工事 151良質地盤		8管水路工事 152軟弱地盤
30	150	6	+2 - 6	+10 - 6	+ 5 - 6	
31	200	6	+2 - 6	+10 - 6	+ 5 - 6	
32	250	6	+2 - 6	+10 - 6	+ 5 - 6	
33	300	6	+2 - 6	+ 9 - 6	+ 4 - 6	
34	350	6	+2 - 6	+ 9 - 6	+ 4 - 6	
35	400	8	+2 - 8	+ 9 - 8	+ 3 - 8	
36	450	8	+2 - 8	+ 9 - 8	+ 3 - 8	
37	500	8	+2 - 8	+ 9 - 8	+ 3 - 8	
38	600	8	+3 - 8	+12 - 8	+ 5 - 8	
39	700	8	+3 - 8	+10 - 8	+ 4 - 8	
40	800	8	+3 - 8	+12 - 8	+ 5 - 8	
41	900	8	+3 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
42	1,000	10	+4 -10	+18 -10	+ 8 -10	
43	1,100	10	+4 -10	+19 -10	+ 9 -10	
44	1,200	10	+4 -10	+21 -10	+11 -10	
45	1,350	10	+4 -10	+23 -10	+12 -10	
46	1,500	8	+4 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
47	1,650	8	+4 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
48	1,800	8	+4 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
49	2,000	8	+4 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
51	2,200	8	+4 - 8	+15 - 8	+ 7 - 8	
53	2,400	10	+4 -10	+15 -10	+ 7 -10	
54	2,600	10	+4 -10	+15 -10	+ 7 -10	
55	2,800	10	+4 -10	+15 -10	+ 7 -10	
56	3,000	10	+4 -10	+15 -10	+ 7 -10	

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

(単位：mm)

J I S A 5303 R C管(スペーサー用ゴムを添付)								
項目 コード	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値 (参考)		規 格 値			
					8管水路工事 153良質地盤		8管水路工事 154軟弱地盤	
30	150	—	—	—	—	—		
31	200	—	—	—	—	—		
32	250	—	—	—	—	—		
33	300	—	—	—	—	—		
34	350	—	—	—	—	—		
35	400	—	—	—	—	—		
36	450	—	—	—	—	—		
37	500	8	+ 2	— 3	+ 9	— 5	+ 3	— 5
38	600	8	+ 3	— 3	+12	— 5	+ 5	— 5
39	700	8	+ 3	— 3	+10	— 5	+ 4	— 5
40	800	8	+ 3	— 3	+12	— 5	+ 5	— 5
41	900	8	+ 3	— 3	+15	— 5	+ 7	— 5
42	1,000	10	+ 4	— 5	+18	— 7	+ 8	— 7
43	1,100	10	+ 4	— 5	+19	— 7	+ 9	— 7
44	1,200	10	+ 4	— 5	+21	— 7	+11	— 7
45	1,350	10	+ 4	— 5	+23	— 7	+12	— 7
46	1,500	—	—	—	—	—	—	—
47	1,650	—	—	—	—	—	—	—
48	1,800	—	—	—	—	—	—	—
49	2,000	—	—	—	—	—	—	—
51	2,200	—	—	—	—	—	—	—
53	2,400	—	—	—	—	—	—	—
54	2,600	—	—	—	—	—	—	—
55	2,800	—	—	—	—	—	—	—
56	3,000	—	—	—	—	—	—	—

別表ウ 管路（ダクトイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

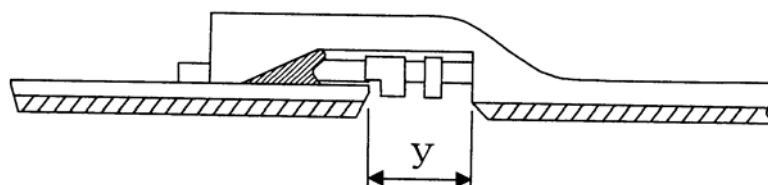
(単位：mm)

項目 コード	規格	J D P A		J I S G 5526 及び J D P A G 1027	
		8 管路工事 161 A 形		8 管路工事 162 K 形	
	呼び径 (mm)	管理基準値 (参 考)	規格値	管理基準値 (参 考)	規格値
30	75	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
31	100	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
32	150	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
33	200	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
34	250	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
35	300	+14 0	+19 0	+14 0	+19 0
36	350	+22 0	+31 0	+22 0	+31 0
37	400	—	—	+22 0	+31 0
38	450	—	—	+22 0	+31 0
39	500	—	—	+22 0	+31 0
40	600	—	—	+22 0	+31 0
41	700	—	—	+22 0	+31 0
42	800	—	—	+22 0	+31 0
43	900	—	—	+22 0	+31 0
44	1,000	—	—	+25 0	+36 0
45	1,100	—	—	+25 0	+36 0
46	1,200	—	—	+25 0	+36 0
47	1,350	—	—	+25 0	+36 0
48	1,500	—	—	+25 0	+36 0
49	1,600	—	—	+25 0	+40 0
50	1,650	—	—	+25 0	+45 0
51	1,800	—	—	+25 0	+45 0
52	2,000	—	—	+25 0	+50 0
53	2,100	—	—	+25 0	+55 0
54	2,200	—	—	+25 0	+55 0
55	2,400	—	—	+25 0	+60 0
56	2,600	—	—	+25 0	+70 0

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 700 mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 4. ダクトイル鋳鉄管のうちU形管の標準値は次ページの図の y 寸法である。

(単位：mm)

項目 コード	規格	JIS G 5526 及び JPA G 1029			JIS G 5526、JPA G 1027 及び JPA G 1209	
		8 管水路工事 163U形			8 管水路工事 164T形	
	呼び径(mm)	標準値	管理基準値 (参考)	規格値	管理基準値 (参考)	規格値
30	75	—	—	—	+11 0	+16 0
31	100	—	—	—	+11 0	+16 0
32	150	—	—	—	+11 0	+16 0
33	200	—	—	—	+10 0	+14 0
34	250	—	—	—	+10 0	+14 0
35	300	—	—	—	+16 0	+24 0
36	350	—	—	—	+16 0	+24 0
37	400	—	—	—	+16 0	+24 0
38	450	—	—	—	+16 0	+24 0
39	500	—	—	—	+20 0	+30 0
40	600	—	—	—	+20 0	+30 0
41	700	105	+23 - 5	+35 - 5	+20 0	+30 0
42	800	105	+23 - 5	+35 - 5	+20 0	+30 0
43	900	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0
44	1,000	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0
45	1,100	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+40 0
46	1,200	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+50 0
47	1,350	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+50 0
48	1,500	105	+23 - 5	+35 - 5	+25 0	+60 0
49	1,600	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+70 0
50	1,650	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+70 0
51	1,800	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+80 0
52	2,000	115	+24 - 5	+36 - 5	+25 0	+90 0
53	2,100	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—
54	2,200	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—
55	2,400	115	+24 - 5	+36 - 5	—	—
56	2,600	130	+24 - 5	+36 - 5	—	—



別表エ 管路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

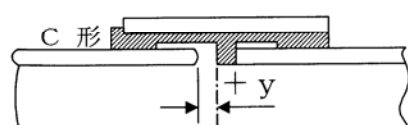
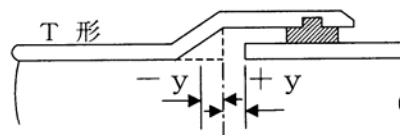
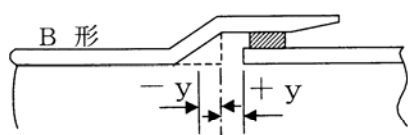
(単位：mm)

項目 コード	規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350					
		B 形 及 び T 形					
		標準値	管理基準値 (参 考)	規 格 値			
				1 7 1 1 7 2 : () 内 数 値		1 7 3 1 7 4 : () 内 数 値	
良 質 地 盤				軟 弱 地 盤			
33	200	0	+10 - 5(0)	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)		
34	250	0	+10 - 5(0)	+ 33 - 33(0)	+22 -22(0)		
35	300	0	+10 - 5(0)	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)		
36	350	0	+10 - 5(0)	+ 38 - 38(0)	+25 -25(0)		
37	400	0	+10 - 5(0)	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)		
38	450	0	+10 - 5(0)	+ 43 - 43(0)	+28 -28(0)		
39	500	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)		
40	600	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)		
41	700	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)		
42	800	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)		
43	900	0	+15 -10(0)	+ 53 - 52(0)	+35 -34(0)		
44	1,000	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)		
45	1,100	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)		
46	1,200	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)		
47	1,350	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)		
48	1,500	0	+20 -15(0)	+ 53 - 51(0)	+35 -33(0)		
50	1,650	0	+25 -20(0)	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)		
51	1,800	0	+25 -20(0)	+ 80 - 77(0)	+53 -50(0)		
52	2,000	0	+25 -20(0)	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)		
54	2,200	0	+25 -20(0)	+ 95 - 92(0)	+63 -60(0)		
56	2,400	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)		
57	2,600	0	+25 -20(0)	+113 -110(0)	+75 -72(0)		
58	2,800	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)		
59	3,000	0	+25 -20(0)	+128 -125(0)	+85 -82(0)		

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。
- なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。

(単位：mm)

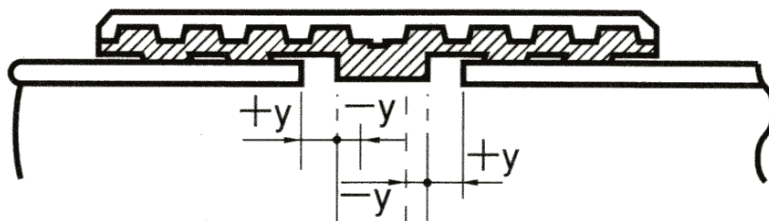
項目 コード	規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350					
		C 形					
		標準値	管理基準値 (参考)	規格値			
				175		176	
良質地盤				軟弱地盤			
33	200	0	+10 0	+33 0	+22 0		
34	250	0	+10 0	+33 0	+22 0		
35	300	0	+10 0	+38 0	+25 0		
36	350	0	+10 0	+38 0	+25 0		
37	400	0	+10 0	+43 0	+28 0		
38	450	0	+10 0	+43 0	+28 0		
39	500	0	+15 0	+53 0	+35 0		
40	600	0	+15 0	+53 0	+35 0		
41	700	0	+15 0	+53 0	+35 0		
42	800	0	+15 0	+53 0	+35 0		
43	900	0	+15 0	+53 0	+35 0		
44	1,000	0	+20 0	+53 0	+35 0		
45	1,100	0	+20 0	+53 0	+35 0		
46	1,200	0	+20 0	+53 0	+35 0		
47	1,350	0	+20 0	+53 0	+35 0		
48	1,500	0	+20 0	+53 0	+35 0		
50	1,650	0	+25 0	+80 0	+53 0		
51	1,800	0	+25 0	+80 0	+53 0		
52	2,000	0	+25 0	+95 0	+63 0		
54	2,200	0	+25 0	+95 0	+63 0		
56	2,400	0	+25 0	+113 0	+75 0		
57	2,600	—	—	—	—		
58	2,800	—	—	—	—		
59	3,000	—	—	—	—		



(単位：mm)

項目 コード	規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350						
		D 形						
		標準値	管理基準値 (参考)	規格値				
				177		178		
		良質地盤		軟弱地盤				
33	200	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
34	250	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
35	300	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
36	350	0	+5	0	+25	-3	+15	-3
37	400	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
38	450	0	+5	0	+35	-3	+25	-3
39	500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
40	600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
41	700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
42	800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
43	900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
44	1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
45	1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
46	1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
47	1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
48	1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
50	1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
51	1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
52	2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
54	2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
56	2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5

D形



項 目	判 定 基 準
10 ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
11 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長70mm以下を合格とする。
12 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
13 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
14 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
15 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
16 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
17 タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
18 ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
19 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
20 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
21 割れ	割れは、すべて不合格とする。
22 きずの集積	10から19までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
23 アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
24 きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	項 目 コード	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92)」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002)」	30	2.0 mm以上
現場溶接部	「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012-92)」	31	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：1.0 mm以上 ゴム系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘着材：0.8 mm以上 保護シート： 2.0 mm以上
<p>備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。</p>			

水路トンネル出来形管理の運用基準

〔主 旨〕

「工事施工管理基準（農業農村整備事業）」（以下「管理基準」という）に示してある水路トンネルの出来形管理対象項目は、主としてコンクリート巻立工を対象に規定してあるが、水路トンネル工事における掘削、支保工、型枠工及び巻立工等の一連作業を適正に施工し、管理するためには、現行基準では若干問題があるとの現場の声が強い。

例えば、コンクリートライニングの巻厚の管理基準値（参考）は、設計巻厚に対し(-0)と設定されており、これらを維持して施工するためには、支保工及び型枠工の基準高、幅、中心線のズレ等の管理基準値についても、これらに関連づけた値をもって指示してやらなければ、適正な管理を行うことは出来ない。

こうした細部にわたる管理項目、基準値等の設定は、ある意味では施工性を無くする要因にもなっている。

したがって、これらの要因を充分考慮に入れながら、現場の施工実態に即した適正な管理基準値を設定しなければならない。

以上の主旨に基づいて「水路トンネル出来形管理の運用基準」を別に定めたので、試行期間中における施工管理対象工事にあたっては、これを参考として管理されるようお願いしたい。

なお、この運用基準については、今後施工実績を充分把握しながら適宜修正、追加する方針である。

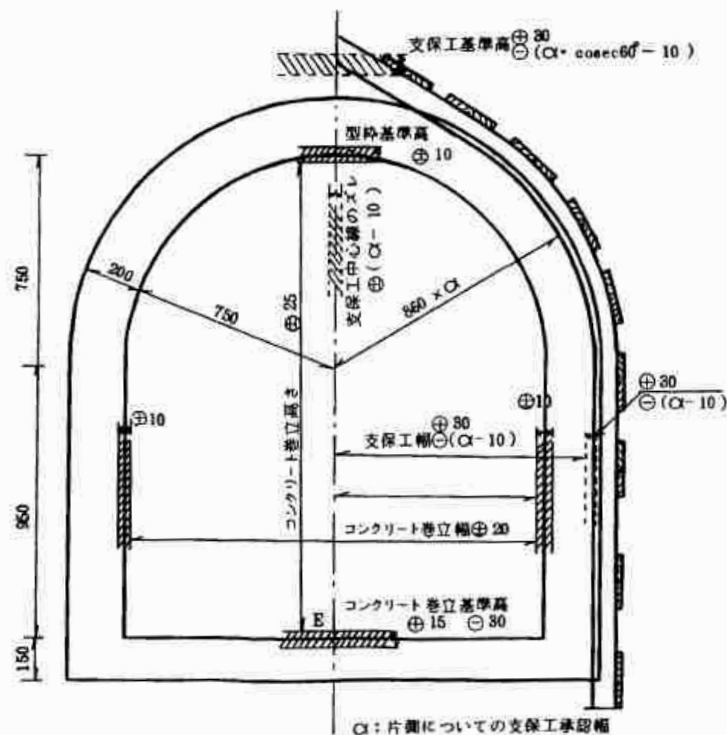
〔運用基準〕

1. 直接測定による出来形管理基準値（参考）及び規格は、別紙による。
2. 測定基準
 - ア 支保工は、全数を測定する。
 - イ 型枠、コンクリート巻立は、1スパンに1ヶ所測定する。
但し、コンクリート巻立中心線のズレは、始点と終点で測定する。
 - ウ 測定は右側を⊕、左側を⊖として測定する。但し中心線からの幅は、外側を⊕、内側を⊖として測定する。
 - エ C型タイプの測定基準も上記と同様にする。
3. 管理方式は「管理基準（参考）」による。
4. 支保工承認にあたっての留意点。
 - ア あげこしをした場合でも、この運用基準による。
 - イ 曲げ角度(60°)、キックアップ角度(120°)は変えない。
 - ウ 支保工の設計値は、承認図の寸法をもって設計値とする。
5. 管理上の留意点。
 - ア 支保工とは型枠は、工程上別作業になるが関連性を充分考慮のうえ総合的に管理すること。
 - イ A線、D線を理解して施工管理を行うこと。

水路トンネルの直接測定による出来形管理値

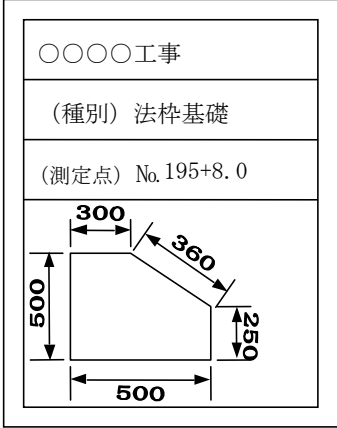
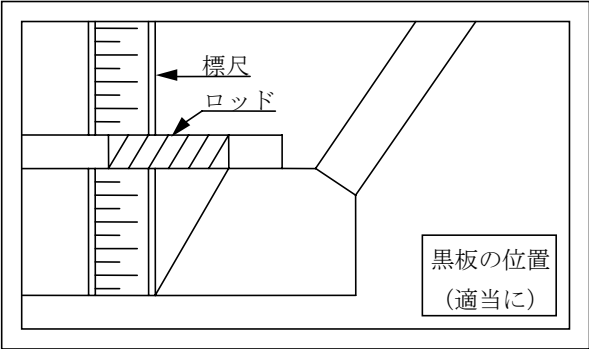
工種	項目	管理基準値(mm) (参考)	規格値(mm)	適用
1. 支保工	①基準値	⊕30 ⊖($\alpha^\circ \operatorname{cosec}60^\circ - 10$)	⊕50 ⊖($\alpha^\circ \operatorname{cosec}60^\circ - 10$)	管理基準値 ⊖側は 型枠工の⊕10を考慮
	②幅(中心線からの)	⊕30 ⊖($\alpha - 10$)	⊕50 ⊖($\alpha - 10$)	〃
	③間隔	⊕75	⊕75	
	④中心線のずれ	⊕($\alpha - 10$)	⊕50	
2. 型枠	①基準値	⊕10	⊕10 ⊖15	
	②幅(中心線からの)	⊕10	⊕10 ⊖20	
	③間隔	⊖0	⊖0	
	④中心線のずれ	⊕10	⊕20	
3. コンクリート巻立	①基準値	⊕15 ⊖30	⊕25 ⊖50	コンクリート巻立の高さと型枠の基準高により D=⊕(25-10)
	②厚さ	⊖0	⊖0	
	③幅(中心線からの)	⊕20	⊕20 ⊖40	型枠工中心線からの幅 D=⊕(10×2)
	④高さ	⊕25	⊕40	型枠及びコンクリートの基準高から D=⊕(10+15)
	⑤中心線のずれ	直線部⊕ 65 曲線部⊕100	直線部⊕100 曲線部⊕150	
	⑥施工延長		⊖0.1% ただし延長 150m 未満 ⊖150m	

B型 トンネル断面図



第3項 撮影記録による出来形管理

工	種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	1. 一 般	<p>1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。</p> <p>2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。</p> <p>3. 仮設関係について適宜撮影する。</p> <p>4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。</p> <p>5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。</p> <p>6. 工場製作状況について適宜撮影する。</p> <p>7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 なお、明視できる部分については、この基準によらなくてもよい。</p> <p>8. その他必要に応じて適宜撮影する。（進捗管理のための遠景撮影など）</p>	
	2. 掘 削	<p>施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</p>	<p>掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。</p>
	3. 盛 土	<p>上記と同一。</p>	<p>盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。</p>
	4. 石 積 み (張) ブロック 積 み (張)	<p>施工延長おおむね 40～80mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</p>	<p>床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。</p>
	5. 基 礎 杭 打 工 矢 板 打 工	<p>矢板打設は上記と同一。 基礎杭は20本に1箇所割合で撮影する。</p>	<p>杭及び矢板の偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。</p>
	6. オープンケーソン	<p>構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。</p>	<p>幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。</p>
	7. コンクリート吹付 モルタル吹付	<p>施工面積おおむね 200～400 m²につき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</p>	<p>法面状況、法勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。</p>
	8. 栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート	<p>施工延長おおむね 50～100mにつき 1箇所割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</p>	<p>幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。</p>

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工 事 名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. デジタル写真はカラー撮影とし、画素数は原則として1,280×960とする。</p> <p style="text-align: center;">黒板記入例</p>  <p style="text-align: center;">写 真 例 (基礎の高さ)</p> 	<p>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるように電子データにて整理・保管する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は電子データを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真は電子化写真データ作成要領（案）に基づき作成する。</p>

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	9.コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、RC橋、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの、分土工計量部、ゲート戸当部、橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U 字 溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土 水 路	施工延長おおむね 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2 工区につき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	13. 鉄 筋 組 立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表 土 扱 い	おおむね 10 a 当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基 盤 造 成 表 土 整 地	上記と同一。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。
	3. 畦 畔 復 旧	施工延長おおむね 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道 路 工 (砂 利 道)	幹線道路は 50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

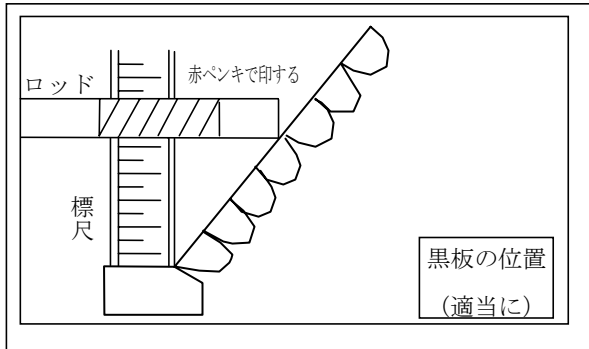
撮 影 方 法

管 理 方 法

4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。

印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。

写 真 例



工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
3 農 用 地 造 成 工 事	1.耕 起 深 耕	おおむね1 ha 当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2 ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2.テ ラ ス (階 段 畑)	テラス延長 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3.道 路 工 (耕 作 道)	施工延長おおむね 100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。
	4.土 壌 改 良	おおむね2 ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5.改 良 山 成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 農 道 工 事	1.路 盤 工	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2.コンクリート 舗 装 工 アスファルト 舗 装 工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3.砂 利 舗 装 工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4.道 路 ト ン ネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5.道 路 ト ン ネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所 の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に 1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、 坑口、その他必要箇所を撮影する。
6 水路 工 事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割 合で撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一。
	3. 現場打暗渠	上記と同一。
	4. 鉄筋コンクリ ート大型フリュ ーム、 鉄筋コンクリ ートL形水路	上記と同一。
	5. ボックスカルバ ート水路	上記と同一。
7 河川 及 び 排 水 路 工 事	1. コンクリート 法 覆 工 アスファルト 法 覆 工	施工延長おおむね 50～100mにつ き1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	2. コンクリートブ ロック積み水路、 鉄筋コンクリ ート柵渠	施工延長おおむね 50～100mにつ き1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	3. ライニング水路、 連節ブロック張 り、コンクリート マット	上記と同一。
		幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、 その他必要箇所を撮影する。
		上記と同一。
		上記と同一。
		鉄筋コンクリート大型フリューム については、布設、その他必要箇 所を、鉄筋コンクリートL形水路 については、幅、厚さ、布設、そ の他必要箇所を撮影する。
		高さ、その他必要箇所を撮影する。
		幅、厚さ、法長、法勾配、その他 必要箇所を撮影する。
		コンクリートブロック積み水路に ついては基礎関係、裏込、幅、高 さ、その他必要箇所を、鉄筋コン クリート柵渠については、アーム 間隔、柵板設置、その他必要箇所 を撮影する。
		布設、幅、法長、その他必要箇所 を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
8 管 水 路 工 事	1. 管 体 基 礎 工 〔 砂基礎 及び埋戻等 〕	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出 し、締固め状況等を撮影する。
	2. 管 水 路 〔 遠心力鉄筋コ ンクリート管 〕	施工延長おおむね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	管布設状況、外観検査、ジョイン ト関係、その他必要箇所を撮影す る。
	3. 管 水 路 〔 強化プラスチ ック複合管、ダ クタイトル鉄 管 〕	上記と同一。	上記と同一。
	4. 管 水 路 (硬質塩化ビニル 管)	上記と同一。	上記と同一。
	5. 管 水 路 (鋼 管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清 掃状況、塗装、非破壊検査、ピン ホール検査、膜厚検査、その他必 要箇所を撮影する。
	6. 管 水 路 (埋設とう性管) た わ み 率	たわみ量測定箇所 2 箇所につき 1 箇所 の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所の場合 は 2 箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh 及び Dv 寸 法、その他必要な箇所について撮 影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね 50～100mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。 たわみ率測定箇所 2 箇所につき 1 箇所 の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が 2 箇所の場合 は 2 箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、 Dh 及び Dv 寸法、その他必要箇 所を撮影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイン ト関係、Dh 及び Dv 寸法、その 他必要箇所を撮影する。
	9. 推 進 工 事	上記と同一。	上記と同一。

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。</p>	
<p>D_h及びD_v寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。</p>	
<p>D_h及びD_v寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。</p>	
<p>上記と同一。</p>	
<p>上記と同一。</p>	

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー	1ha 当たり 1～2 箇所の割合で撮影する。 埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 P C 鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね 30～60 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	幅については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね 30～60 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋 台 工	構造図の寸法標示箇所を 1 基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1 共通工事の 100 精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋 脚 工 張 出 式 重 力 式 半 重 力 式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋 脚 工 ラ ー メ ン 式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

撮 影 方 法	管 理 方 法